

Title	錯誤取消しの相手方が負う価額償還義務：錯誤者の取消権 vs. 相手方の取引利益
Sub Title	Wertersatzpflicht des Anfechtungsgegners nach der Irrtumsanfechtung : Anfechtungsrecht des Irrrenden gegen Verkehrsinteresse des Anfechtungsgegners
Author	野中, 貴弘(Nonaka, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2026
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.56 (2026. 2) ,p.335- 360
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	菅弘一教授・北居功教授・福井□教授・山元一教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20260224-0335

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

錯誤取消しの相手方が負う価額償還義務

——錯誤者の取消権 vs. 相手方の取引利益——

野 中 貴 弘

- I はじめに
- II 検討課題の抽出
- III 錯誤者の取消権 vs. 相手方の取引利益
- IV おわりに

I はじめに

1 検討事例

給付済みの有償双務契約が取り消された場合、当該契約の原状回復が図られる。受けた給付をそのままの形で返還できない当事者は、原則として返還に代わる価額償還義務を負う。それでは、ここで償還すべきは、受領した給付の客観的価値（＝市場価額）か、それとも合意した反対給付額（本稿ではこれを単に「対価額」と呼ぶ）を基礎に算定された価額か。

本稿は、意思表示の瑕疵による取消しの中でも、民法 95 条の錯誤取消し、とりわけ売主による錯誤取消しの事例を念頭に置く（買主の錯誤取消し事例についてはⅣ 2 で言及する）。たとえば、A が自身の所有する絵画甲をよくできた贋作だと思って B に 50 万円で売却したところ、実は甲は真作で 500 万円の客観的価値があり、これを後に知った A が錯誤を理由に契約を取り消したものの、甲は B の許ですでに双方無責の事由により焼失していた場合である。他にも、売主の表示錯誤事例でも給付の客観的価値と対価額とが乖離するであろうし、

そもそも、対価額を決定する際に常に市場価額が最重要視されるわけではない以上、売主の錯誤が対価額の決定自体には関わらない事例（理由の錯誤）でも両者が乖離する場合は多く存在し、価額償還の内容如何が問題となるはずである。

議論の前提を確認しておきたい。第1に、錯誤取消しが有効であることを前提とする。給付の「価値（経済的評価）に関する錯誤」は、それ単体では錯誤による救済の対象とされないものの、性質錯誤などの結果として給付価値の認識と現実と齟齬が生じた場合は、なお錯誤取消しの対象となる¹⁾。第2に、錯誤取消しの相手方（給付受領者）は、表意者の錯誤について善意であっても、受領物の返還に代わる価額償還義務を負うことを前提とする。返還債務者の善意・悪意を問わない点は今日の通説であり、民法121条の2第1項もこの規律を包含する。いま少しこの前提を丁寧に説明すれば、売主の錯誤が表示の錯誤や理由の錯誤である場合、既に引き渡された物は買主にとって「望まれた物」であろう。望んだ物の給付を受けた買主が、その後の契約の解消を理由に受領物の滅失等のリスクを売主に転嫁することは認められない。それゆえに善意の買主も価額償還義務を負う。他方で、性質錯誤を95条1項2号の基礎事情錯誤に位置づけ、かつ同条2項の解釈として法律行為内容化を要すると解すれば、売主の性質錯誤取消しが認められるケースでは、買主は契約不適合給付を受けたと評価できる。しかし、この売主の錯誤取消し事例では、買主がその物を認容拒絶していない点が重要である。買主の性質錯誤取消し事例とは異なり、その物は買主にとってなお「望まれた物」であり得る。そこで、売主の錯誤が性質錯誤の事例でも、買主は、自ら契約不適合解除を主張し、これが認められない限り、受領物の返還に代わる価額償還義務を負う²⁾。

1) 森田宏樹『『合意の瑕疵』の構造とその拡張理論(1)』NBL482号（1991年）27頁。

2) 返還不能リスクの配分にあたり、「望まれない物」を「押しつけられた」と評価できるかどうかを重視する私見については、拙稿「双務契約の取消しによる原状回復と現存利益返還——押しつけられた利得論と2段階目の利得評価」藤原正則先生古稀記念『法ドグマ—ティクの再発見』（信山社・近刊）。

なお、本稿の主題に表れるように、詐欺取消し事例は検討の対象外とする。売主詐欺の事例を想定すると、売主の詐欺がなかったならば買主が当該契約をしなかった場合、買主は自身の望まない物を押しつけられている。それゆえ、買主は（履行認容事情がない限り）返還不能リスクを負わないと考える³⁾。したがって、この場合には本稿が扱う価額償還の問題とならない。例外的に買主（詐欺被害者）が返還不能リスクを負う場合の価額償還の内容については、本稿の最後に一言する（Ⅳ 2）。

2 議論状況の概観

買主が原物返還に代えて価額償還義務を負う場合、その内容を、給付の客観的価値とするのが我が国の伝統的通説であった⁴⁾。もっとも近年、契約における対価額が受領した給付の客観的価値を下回るケースを念頭に、こうした理解に疑問を呈する見解が有力になっている。買主は、売主から給付された物について、対価の負担と引換えに自己の物になったと信頼する。それにもかかわらず、客観的価値の償還を義務づければ、市場価額での取引を強制することになってしまう。そこで、近年の有力説は、対価額が買主の価額償還義務を限界づけると考える⁵⁾。周知のとおり、民法（債権関係）改正において中間試案の段階まで解除および無効・取消しの効果として提案されたルールである⁶⁾。こ

3) この点も、拙稿・前掲注 2) を参照されたい。

4) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（上）』（青林書院、1981 年）76-77 頁、好美清光「不当利得法の新しい動向について（下）」判タ 387 号（1979 年）30 頁、藤原正則『〈法律学の森〉不当利得法』（信山社、2002 年）135 頁。客観的価値の償還義務を前提に、その算定基準時の議論をしてきた。

5) 松岡久和「不当利得法の全体像——給付利得法の位置づけを中心に」ジュリ 1428 号（2011 年）8 頁以下、磯村保「法律行為の無効・取消しと原状回復義務」Law&Practice 12 号（2018 年）18 頁、橋本佳幸ほか『民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為〔第 2 版〕』（有斐閣、2020 年）51 頁〔大久保邦彦〕、山野目章夫『民法概論 1 民法総則〔第 2 版〕』（有斐閣、2022 年）252 頁。こうした見解の嚆矢は、川村泰啓「不当利得返還請求権の諸類型(2)——類型論の具体的展開」判時 398 号（1965 年）62-63 頁、磯村保「契約の無効・取消の清算——各論的考察」私法 48 号（1986 年）52 頁以下。

の提案は確立した考えとはいえないことなどを理由に取り下げられたものの、債権法改正後の現在、急速に支持を増やしている。

筆者は、2019年の論文において、解除の場合を主に想定して価額償還義務の内容について考察した。解除の対象となる契約は当事者にとって「望まれた契約」であり、対価合意にも瑕疵がない。基本的に対価額は当事者にとっての給付の価値を表す。また、買主が対価額を超える価額の償還義務を負うとなれば、対価の負担により自己の物になったとの信頼が害され、客観的価値による取引を強制されるに等しい。そこで、少なくとも「望まれた契約」の解消である解除の場合には、当該契約における対価額を価額償還の基礎とすべき旨を主張した⁷⁾。対価額は、それが給付の客観的価値を下回る場合に買主の償還義務の限度となるにとどまらず、給付の客観的価値を上回る場合にもその償還が必要であると解する⁸⁾。この点で上述の中間試案や近年の有力説とも一部異なる主張を展開した。他方で、無効・取消しの場合については、考察の素材として我が国の先行研究を取り上げたものの、私見の提示は控えた。ただし、解除での解釈が民法の採用する価値判断と矛盾しないようにすることを目的として民法121条の2第2項に触れ、少なくとも無償の給付受領者の信頼は「望まれない契約」でも保護されていることを指摘した⁹⁾。この方向性を推し進めれば、有償契約の取消しの場合でも、対価額の償還が支持される。

6) 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」7-8頁（「無効な法律行為の効果」(2)）、19頁（「契約の解除の効果」(5)）。以下では「中間試案」として引用する。

7) 拙稿「原状回復における対価合意の意義——原物返還不能により償還すべき価額の算定をめぐって」日本法学85巻2号（2019年）371頁以下（結論は409-410頁）。対価額を「基礎」とするのは、契約不適合給付があった場合に比例減額処理がなされることを想定してのものである（同413頁の注6を参照）。

8) 同旨は、Stephan LORENZ, in: Karlsruher Forum 2005: Schuldrechtsmodernisierung—Erfahrungen seit dem 1. Januar 2002, S.93 f. ただし、返還債務者（買主）が解除原因を作出した場合にも、客観的価値より低い対価額の償還で足りて良いかは別途の考慮を要する。拙稿・前掲注7）428-429頁の注109の他、本稿Ⅱ2(3)を参照。

9) 拙稿・前掲注7）408頁。

しかし、取消しの場合に対価額償還とすることは、意思表示に瑕疵があるにもかかわらず、その対価合意に当事者を拘束することを意味する。解除の場合には契約それ自体には瑕疵がないのに対して、錯誤取消しの場合には契約における対価合意にも瑕疵がある場合も多い。そこで、客観的価値の償還を求める見解¹⁰⁾や、対価の約定自体に無効原因が及んでいる場合には客観的価値の償還を示唆する指摘¹¹⁾もある。確かに、無形給付を目的とする契約が締結され、すでに無形給付がされた後に給付者の錯誤取消しがあった場合、相手方（給付受領者）の償還義務が対価額の限度であるとすれば、取消しの意味が失われる。意思表示の瑕疵を理由にその遡及的無効を認める以上、この取消しに、市場価額での取引へと当該契約を改訂する効力を持たせることも選択肢である。

3 本稿の問題意識

以上のように、善意の給付受領者が有する信頼の保護や取引強制の防止（私的自治の消極的保障）といった給付受領者の法的利益は、錯誤者に取消権を付与したものと衝突する。したがって、この調整が必要になる¹²⁾ところ、ここで民法 121 条や同条の 2 といった無効・取消しの効果に関する規定を分析するだけでは十分でない。上記利益の調整を図る以上、錯誤取消しを認める段階で

10) 藤原正則『〈法律学の森〉不当利得法〔全訂第2版〕』（信山社、2024年）186-190頁。ただし、藤原は、給付利得では客観的価値の償還を義務付けつつ、売主の錯誤取消し事例で売主の説明義務違反などに着目して損害賠償義務を認めることで善意の買主（利得者）の信頼保護を達成する選択肢も示唆していることを付言しておきたい（同187-188頁）。

11) 松岡・前掲注5）9-10頁、松岡久和ほか編『改正債権法コンメンタール』（法律文化社、2020年）106頁〔大中有信〕。その他、共通参照枠草案（DCFR）も同様に、対価合意に瑕疵がない場合に限り、当事者間で合意された額の支払を要求する（第Ⅶ編第5章102条（3））。

12) 笹川明道「無効な契約を清算する際に受益の主観的な価値を顧慮して価額償還義務の範囲を制限しうるか——民法（債権関係）改正中間試案および英米法を参考にして」神院43巻3号（2014年）106頁は、「押しつけられた取引」を防ぎ、あるいは「選択の自由」を尊重することは、自己決定の保障と言い換えることができるものであるとし、問題は、「相手方の有する権利とのバランス上、どの範囲で給付受領者の自己決定権を反映した処理を認めるのが妥当といえるか」であるとする。

相手方の利益（信頼）がいかに処遇されているかを分析する必要がある。基礎事情錯誤（95条1項2号）による取消しは、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り」認められる（同条2項）。同要件を満たすことと相手方が有する信頼の要保護性はどのような関係にあるのか。また、給付受領者の「自己の物との信頼」の位置づけを考えるうえでは、民法125条の法定追認制度との関係も重要である。なぜなら、同制度は取消権者の矛盾挙動と相手方の信頼保護を制度趣旨とするところ、一見すれば、法定追認が生じず、給付者の錯誤取消しがおこな可能な場合は、相手方の信頼よりも錯誤者の取消権を優先すべきように映るからである。本稿はこうした形で、給付受領者の上記法的利益が、錯誤取消しと如何なる関係にあるのかを模索したい。結果として、たとえ対価合意に瑕疵がある場合であっても、対価額の償還が基本となるべきことを論証しよう。

本稿は、この論証の前提作業として、錯誤取消しの場合における議論の焦点をより明確にすることから始める。対価額の償還とすることは取消しの意味を失わせるが、この意味をより深く、より具体的に把握したい。

II 検討課題の抽出

先述のとおり、取消しの場合に善意の給付受領者の価額償還義務を対価額で限界づける有力説は、その根拠を、善意の給付受領者が有する自己の物との信頼を保護すべきことに求める。これは、ドイツの解除効果論における議論と符合する。そこで、以下ではまず、契約解除の場合に関する2019年の前稿の成果を簡単に振り返る。

1 解除の場合に対価額償還を導く2つの根拠と取消しの場合への敷衍

ドイツ民法の債務法改正で新設された346条2項は、契約が解除された場合において受領物を返還できない債務者に価値賠償を義務づけ（1文各号）、ここで賠償すべき価値の算定にあたり合意した対価額を基礎とする（2文前段）。2

文前段の根拠として、債務法改正草案の理由書は、解除の対象となる契約の対価合意には瑕疵がないことを挙げる。対価合意には瑕疵がないがゆえに、解除にもかかわらず、この合意内容に当事者を拘束する方が公平であると理解する（制度趣旨理解①）。対価合意に瑕疵がない契約では、その対価額こそが当事者にとってのその物（給付）の価値を示すため、この価値の賠償こそが原状回復にとって必要だと理解することも可能であろう。

もっとも、同規定の射程をめぐる議論を見る限り、同規定の制度趣旨理解は必ずしも一致していなかった。学説の中には、物を受領した買主の信頼保護を同規定の根拠とする立場もあった。買主は、契約における対価額を負担することで受領物を自己の物と信じ、自己の物として取り扱うことが許される。そこで、この対価額こそが善意の買主にとっての犠牲の限度（Opfergrenze）であるとして、346条2項2文前段を説明する（制度趣旨理解②）¹³⁾。

この2つの見方を取消しの場合に敷衍すると、両者は対照的な帰結になる。対価合意にも瑕疵がある場合、対価額は、少なくとも一方当事者にとって給付の真の価値を表していない。そこで、【制度趣旨理解①】からすれば、取消しの場合、少なくとも対価合意に瑕疵がある場合における価値賠償にあたっては、対価額を基礎とすべきではない。実際、債務法改正後のドイツでは、346条2項2文前段の考え方を取消しに及ぼすことに否定的な見解も多い¹⁴⁾。他方、善意の給付受領者の信頼保護に着目する【制度趣旨理解②】からすれば、無効・取消しでも対価額償還の余地がある¹⁵⁾。

以上のように、対価額償還の根拠を給付受領者の信頼保護に求めれば、対価合意にも瑕疵のある売主錯誤事例でも対価額償還が支持され得る。給付受領者の信頼保護という視点は、不当利得類型論の継受以降、我が国の原状回復論に

13) 以上につき、拙稿・前掲注7) 389-397頁。

14) たとえば、Martin SCHWAB, in: Münchener Kommentar zum BGB., Band 7, 9. Aufl., 2024, § 818 Rn.300; Stephan LORENZ, in: Staudingers Kommentar zum BGB., Buch 2, 2007, §818 Rn. 26.

15) ボックホルトは、無効・取消しの原因が対価決定に関係しないケースでは対価額の償還を支持する。Frank BOCKHOLDT, Die Übertragbarkeit rücktrittsrechtlicher Wertungen auf die bereicherungsrechtliche Rückabwicklung gegenseitiger Verträge, AcP.206, S.780 ff.

において捨象されがちであった返還債務者の置かれた状況に着目するものであり、重要である。ただ、取消しを導く規範の保護目的と相手方の諸利益との調整に関心を寄せる本稿では、対価額償還を導きうる根拠論だけでなく、客観的価値説、すなわち契約の解除を認めた以上は相手方の保護よりも解除者の状態回復を優先すべきとする見解の論拠を吟味することも重要であろう。項を改める。

2 対価合意にも瑕疵がある場合における議論の焦点

(1) 解除における客観的価値説の論拠

客観的価値説の論拠あるいは同説から対価額説への批判としては、次の3つが重要である。

1つ目は、解除とは契約をなかったものとし契約締結前の状態を回復するものであるとの理解を前提に、当事者を契約における対価合意に拘束するのはこれと矛盾との批判である。2つ目は、原物返還ができる場合との均衡を重視して客観的価値の償還を求めるものである。買主が原物を返還できた場合には、売主に当該原物の客観的価値が帰属した。価額償還義務はこの原物返還の代わりに生じるものであるから、客観的価値が償還されてこそ原物返還の代わりになると主張される。最後3つ目として、対価額の償還となれば、契約当事者のどちらか一方に取引利益が残ることに着目した批判がある。対価額の償還となれば、【契約目的物の客観的価値＞対価額】の売買契約の原状回復では買主に取引利益が残り、【契約目的物の客観的価値＜対価額】の売買契約の原状回復では売主に取引利益が残る。契約解消にもかかわらず、契約による利益が当事者の一方に残ることを問題視して客観的価値説を説くものがある¹⁶⁾。

3つのうち本質的に重要なものはどれか。まず、2つ目の原物返還がされた場合との均衡論は説得力に欠ける。確かに、価額償還義務は受けた給付を返還できない場合にこれに代わって生じる。しかし、原物返還がされた場合との均衡から客観的価値の償還を説く論理は、原物返還がされた場合の売主（返還債

16) 以上につき、拙稿・前掲注7) 391-393頁。

権者)の経済的状態を客観的価値(市場価格)で計ることを所与の前提としており、循環論法といえる。また、価額償還義務が原物返還に代わって生じるとはいえ、両者が同等でなければならない根拠は示されていない。たとえ給付受領者が返還不能につき責任を負い、価額償還義務を負うとしても、〈返還不能のリスクをどの範囲で帰責できるか〉という検討が別途存在しうる。以上から、取消しの原状回復でも、原物返還との均衡という観点からの検討は以後行わない。また、1つ目の解除の目的論からの演繹も、決め手とはならないだろう。解除の目的を契約締結前の状態回復とする理解には異論が唱えられている¹⁷⁾。そもそも、「あるべき状態」は、価額償還義務の内容を含めた各論を通して模索(帰納)されるべきものにすぎず、「あるべき状態」からの容易な演繹は議論とならない。

客観的価値説の核心は、3つ目の論拠、つまり、契約の解除にもかかわらず当事者の一方が取引利益を保持することへの消極的評価にある。買主の許で受領物が滅失した場合を想定すると、【契約目的物の客観的価値>対価額】のケースで、対価額の償還義務を負う買主が取引利益を得ているとは理解しづらい。しかし、償還義務が客観的価値より低い対価額にとどまる点で、買主は取引利益を享受している。このことは、無形給付の場合を想定するとより分かりやすい。無形給付がされ、善意の給付受領者が対価額の限度でのみ償還義務を負うと解すれば、結果としてこの給付受領者は当該無形給付を対価額で取得したことになる。給付者の解除にもかかわらず、給付受領者はさも契約が維持されているかのように取引利益を保持するのである。以上のように、対価額の償還義務を課すことは、【契約目的物の客観的価値>対価額】のケースで買主(給付受領者)が取引利益を保持し、【契約目的物の客観的価値<対価額】のケースで売主(給付者)が取引利益を保持することを意味する。

17) Claus-Wilhelm CANARIS, Äquivalenzvermutung und Äquivalenzwahrung im Leistungsstörungenrecht des BGB., in: Festschrift für Herbert Wiedemann zum 70. Geburtstag, 2002, S.16; Yves DÖLL, Rückgewährstörungen beim Rücktritt, 2011, S.127.

（2）「取引利益」の意味

ただ、契約不適合給付（や性質錯誤）を理由とした契約解消を想定すると、通常、実際に引き渡された物（給付）は、契約で想定された物（給付）と比べ、価値が低いことが多い。そのため、たとえば【契約目的物の客観的価値＞対価額】のケースで、受領した給付に契約不適合があった場合には、〈対価額償還とすることが買主に取引利益を与える〉ということの意味が分かりづらい。概念を整理しよう。

まず、ここでいう「取引利益」とは、あくまで契約目的物（≠受領物）の客観的価値（＝市場価額）と対価額との差額を指す。これに対し、対価額説と対置される客観的価値説がいう客観的価値とは、実際に引き渡された物（＝受領物）の客観的価値を指す。他方、対価額説は、契約締結時に約定された対価額を価額償還の基礎とする。対価額そのものの償還ではなく、対価額を「基礎」とするのは、契約不適合給付がされた場合に、これを考慮し、比例減額する必要があるからである。品質の契約不適合（約束した性質の欠如）があることで客観的価値が減少した割合に応じて、対価額を減額し、これが価額償還の対象になる¹⁸⁾。

具体例を挙げると、糖度 16 のメロンが、市場価額 6,000 円のところ 4,000 円で売買された場合には、差額 2,000 円が買主の取引利益となる。ただ、実際に引き渡されたメロンの糖度は 12 しかなく、市場価額は 3,000 円であったとする。この場合において、契約を解消した時には既に受領したメロンの返還が不能であり、仮に買主がこの返還不能リスクを負うとき、客観的価値説によれば 3,000 円の償還、対価額説によれば 2,000 円の償還になる（4,000 円×3,000 円÷6,000 円＝2,000 円）。

このように、契約不適合給付（や性質錯誤）を想定しても、対価額を基礎に償還価額を決すれば、当事者の一方に取引利益が残ることが確認できる。

18) 前掲注 7)。

(3) 解除において一方当事者に取引利益を残すことの是非

解除の対象となる契約では対価合意に瑕疵がない、つまり当事者双方が対価決定に不満がない。そのため、「契約解除にもかかわらず、当事者の一方に取引利益を残すことが妥当なのか」という問題は、さほど重要な課題ではないように思われる。対価合意に瑕疵がないにもかかわらず、契約が解消されたことを理由に、対価合意を捨象し、市場価額を持ち出すことの方が不自然に映るのである。

ただし、基本的には対価額説に立ちつつも、一定の場合にはその例外を認める見解がドイツに2通りある。1つは、【客観的価値<対価額】のケースを例外とするものであり、原物返還がされた場合との均衡を根拠とするカイザーの見解であった。しかし、対価合意に瑕疵がない契約では対価額こそがその物の価値を意味するとして対価額の償還を支持したカイザーが、ここでは原物返還がされた場合を客観的価値でもって把握するのは論理が一貫しない¹⁹⁾。重要なのは、いま1つの議論、【客観的価値>対価額】のケースで買主の支払遅滞により売主が解除した場合を例外とするか否かである。解除原因を作出した買主もより低い対価額の償還で良いか。先に見たとおり、346条2項2文前段は対価合意に瑕疵がないことに着目して立法されたこともあり、この場合にもなお適用がある表現とされている。この草案理由書の【制度趣旨理解①】に賛同する学説の多くも、対価額の償還を支持する。売主は客観的価値以下で売却する意思があったのであるから、客観的価値の償還がなされなくても、売主は不当に扱われていないとされる。この結論を支持する連邦通常裁判所の判決もある²⁰⁾。これに対し、カナリスは、この多数説・判例の結論に反対する。カナリスは、この場合の売主が対価額の償還しか得られないのであれば、「解除は切れ味の悪い刀になる」として例外的に客観的価値の償還となるべき旨を説く²¹⁾。我が国の債権法改正における中間試案でも、同様に、この場合の買

19) 以上の議論については、拙稿・前掲注7) 400頁を参照。

20) BGH, Urteil vom 19. 11. 2008, NJW 2009, S.1068.

21) Claus-Wilhelm CANARIS, a. a. O. (Fn.17), S.22 f. 拙稿・前掲注7) 428-429頁の注109。

主は対価額ではなく客観的価値の償還を必要としていた²²⁾。解除原因を作出した者に取引利益を保持させない方向が示唆されている。【制度趣旨理解②】の立場から信頼保護の条件を問題とした議論といえる。いずれにしても、望まれた契約の場合ですら、解除原因に鑑み、取引利益を一方当事者（解除原因作出者）が保持することの是非が議論されていた。

	自説の根拠	反対説への批判	
		客観的価値＞対価	客観的価値＜対価
客観的価値説	①解除は契約をなかったものにする以上、対価合意のみ取り出すのは不当である、②契約締結前の売主 or 原物返還ができた場合の売主には、客観的価値を有する原物が帰属するところ、価額償還義務は契約締結前の状態を回復するもの or 原物返還に代わるものである	③対価額償還となれば、買主に取引利益が残る（＝売主の取消しの意味が失われる）	対価額償還となれば、④売主に取引利益が残る（＝買主の取消しの意味が失われる）、⑤売主は原物返還を受けた場合よりも有利になってしまう
対価額説※	①対価合意に瑕疵がない（＝対価額は当事者にとっての当該給付の価値を反映している）以上、これに拘束するのが公平である、②買主は当該対価の負担で自己の物になったと信頼する以上、対価額を犠牲の限度とすべきである	③当事者としての給付の価値は対価額に表れている、④買主は対価の負担により自己の物になったと信頼するのに、客観的価値の償還が必要となれば、この正当な信頼が害され、客観的価値での取引が強制される	⑤客観的価値で足りるとすれば、買主は物が滅失等したことであって利益を受けてしまう、⑥売主は当該対価額であればこそ売却した

※契約不適合給付がされた場合には、対価額を基礎に不適合分が比例減額される

※対価額説に立ちつつ例外を認める2つの見解

- (i) 【客観的価値＜対価額】の場合を例外とする見解
- (ii) 買主の支払遅滞による売主解除で【客観的価値＞対価額】の場合を例外とする見解

22) 中間試案の「契約の解除の効果」の(5)は、「償還の義務を負う者が相手方の債務不履行により契約の解除をした者であるとき」に限って対価額または現存利益のいずれか多い額を限度としており、償還義務を負う者の債務不履行による解除の場合には、客観的価値の償還を義務づける（中間試案19頁）。

(4) 錯誤取消しにおける議論の焦点

それでは、取消しの場合にはどうか。錯誤取消しの場合には、対価合意にも瑕疵があり得る、いやむしろ多くのケースで対価合意にも瑕疵が及ぶ。しかも、売主が錯誤取消しを主張するのは【客観的価値>対価額】のケース、買主が錯誤取消しを主張するのは【客観的価値<対価額】のケースが多いはずである。つまり、錯誤取消しを想定すると、対価額の償還は、錯誤取消しの相手方に取引利益を残すことを意味する。このⅡで得られた成果である。

錯誤による取消権の付与は、原物返還ができない場合の価額償還においても取消権者を保護し、対価合意から解放し、いわば契約を改訂して相手方の取引利益を剥奪し、相手方にその差額を負担させることまで含んでいるのか。逆に言えば、相手方に取引利益を保持させることは、意思表示の瑕疵を理由に取消しを認めた規範や遡及効を認めたことと矛盾するのか。次のⅢでは、この考察に移る。

Ⅲ 錯誤者の取消権 vs. 相手方の取引利益

1 民法 121 条の 2 第 2 項

(1) 制度趣旨

錯誤者の取消権と相手方の取引利益との調整を考えるに際し、まず、民法（債権関係）改正で新設された 121 条の 2 第 2 項の態度を確認することから始めよう。

同項は、無効（取り消された場合を含む）な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者が、給付を受けた当時その行為が無効であることまたは取り消しうることを知らなかったときは、現に利益を受けている限度で返還すれば足りる旨を規定する。たとえば贈与契約において贈与者に錯誤があり、取消しがされた場合でも、善意の受贈者は、自身の許で受領物が既に偶然滅失していたケースでは原物返還に代わる価額償還義務を負わない。

給付受領者の許で生じた返還不能である以上、本来、この返還不能リスクは

受贈者が負い、価額償還義務を負うようにも思える。ところが、同義務を負わせることは、善意の受贈者に対し客観的価値での取引を強制するに等しい。善意の受贈者は、無償で自己の物になったと信頼して受領物を取り扱うし、それが許されていたことを考えると、この取引強制は不当である。善意の受贈者に価額償還義務を課すことはできない²³⁾。このような形で同項が善意の給付受領者の信頼保護を図っているとすれば、有償双務契約をメインに考える本稿にとっても極めて重要な規定である。

ただし、同項をこのように理解することに対しては、次のような疑問があるかもしれない。有償双務契約の無効・取消または解除の場合に、受領物を返還できない給付受領者が負う価額償還義務の内容に関しては、中間試案段階以降も見解の一致が見られず、規定の新設が見送られた²⁴⁾。そうであれば、121条の2第2項も、価額償還の内容（無償契約であればゼロ）に関する規定と見るのは不当ではないか、という疑問である。確かに、受贈者の免責は、——信頼保護ではなく——片務性（≠無償性）に着目することによっても説明し得る。有償双務契約において給付受領者が返還不能リスクを負う根拠を双務性に求めるならば、受贈者が返還不能リスクを負わず現存利益返還で足りるのは、片務契約であることが理由となる。このような理解からは、給付受領者の自己の物との信頼が同項で保護されているとする見方に疑義が呈されることになる。

しかし、同項が現存利益返還で足りるとするのは、無償行為の給付受領者のうち善意者のみである。無償契約であっても、少なくとも給付受領時に（無効・取消原因について）悪意の受領者は、現存利益返還では足りず、受けた給付の償還、より正確には受けた給付の客観的価値の償還が必要となる。同項は片務性では説明がつかない。無償性のみならず、（少なくとも）給付受領時に善

23) 善意の受贈者は、返還に代わる価額償還義務を負わないものの、当該給付によって受贈者に出費の節約があった場合にはそれを現存利益として返還する義務を負う。現存利益をこのように主観的利得として把握すべきことは、拙稿・前掲注2)を参照されたい。

24) 山本敬三「民法の改正と不当利得法の見直し」法学論叢 180 巻 5・6 号（2017 年）326 頁も参照。

意であったことを同人保護の要件とする同項は、やはり、善意の給付受領者が有する自己の物との信頼に関係する。無償で自己の物になったと信頼する給付受領者が客観的価値での取引を強制されることを防止し、ひいては私的自治や自己決定権を消極的に保障するもの²⁵⁾ という理解は正当である。

(2) 民法 121 条の 2 第 2 項が含意するもの

制度趣旨を一応確認できたところで、同項の意味内容を改めて検討したい。まず、同項は、贈与者に表示錯誤 (95 条 1 項 1 号) または基礎事情錯誤 (同項 2 号) があり、錯誤取消しが認められた場合ですら適用があり、善意の受贈者は現存利益返還で足りる。贈与契約は対価をゼロとする契約と見れば、対価合意にも瑕疵がある局面ですら、原物返還が不能な場合には、贈与契約の当事者がこの合意に拘束されることを示している。対価合意に瑕疵があろうとも、受領者が有する自己の物との信頼が保護される場合があることを表している²⁶⁾。

見方を変えれば、同項は、無効・取消しが契約内容を改訂せず、善意の給付受領者が取引利益を保持する場合があることを承認している。結果として、贈与者の錯誤取消しは、(受贈者が善意かつ原物を返還できないケースでは)「切れ味の悪い刀」となる。2019 年の拙稿で指摘したように、同項は、無償給付者の状態回復が果たされない事態を認めているのである。取消しの法的認容が、必ずしも、契約がなかった場合における取消権者 (返還債権者) の経済的地位の回復を保障していないことが重要である²⁷⁾。

なお、本稿の検討課題とは直接の関係がないものの、同項の制度趣旨理解が現存利益の評価にも影響を与えることに注意を要する。無形給付がされた場合の現存利益如何は依然として定説がない状況にあるが、無償の無形給付があった場合に当該無形給付の客観的価値分をもって現存利益と解することは、同項の制度趣旨 (客観的価値による取引の強制の防止) に反し、妥当とはいえない。

25) 松岡・前掲注 5) 9 頁、笹川・前掲注 12) 106 頁以下。

26) 拙稿・前掲注 7) 408 頁。

27) 拙稿・前掲注 7) 406 頁。

（3）さらなる課題

法解釈において、関連する諸規定で示された法的価値判断と矛盾しないことは重要である。この観点から、121条の2第2項の以上の価値判断は、売主の錯誤取消しと買主の信頼保護との利益調整を問題とする本稿にとって極めて重要な意味を持つ。当然、有償契約においても対価額の償還を義務づける方向を示唆する。

もちろん、客観的価値の償還義務を課すことでの契約改訂（客観的価値での取引の強制）は、常に不当なわけではない。たとえば、欺罔行為により違法に時価より安く購入した買主が受領物を返還できない場合には、この買主に客観的価値の償還義務を課すことで客観的価値による取引を強制することが是認されよう。取引強制が許される場合と許されない場合とがある。そうした中で、121条の2第2項は、その線引きを、（給付当時における）無効・取消原因についての善意に求めている。無効・取消原因に善意であれば、無償で自己の物になったとの信頼は正当なものであり、給付受領者を保護すべきとの価値判断を示しているのである。

ただし、以上の分析によっても、取消権が付与された無償給付者よりも、善意の給付受領者を保護すべきとする理由が定かでない。〈なぜこの局面では取消しを認めた規範よりも相手方の信頼保護を優先するのか〉〈相手方の信頼を保護することが取消しを認めたことと矛盾しないのか〉を解明する必要がある。錯誤取消しは、あくまで意思表示の瑕疵を理由とする。意思表示の時点での瑕疵を理由に取消しが認められるとしても、取消し前の履行や受領物の返還不能によって取消しの効果が実質的に否定される余地があるのではないか。

なお、ここで着目すべきは、取消しを認めた規範の保護目的であり、遡及効の意義ではないと考える。確かに、対価額の償還とし、取消しの相手方に取引利益を残すとすれば、これは取消しの遡及効に制限を加えたと評価することも可能だろう。しかし、そもそも遡及効の存在は、原状回復のリスク配分に影響を与えるのか。確かに、取消しの遡及効は、既に給付がなされていた場合に当該給付による利得を法律上の原因を欠くものと評価づけうる。もっとも、解除

の法的性質論において原契約変容説が支持を広げる²⁸⁾ 点に表れるように、原状回復義務を基礎づけるために遡及効は必須ではない。そもそも遡及効それ自体では、いかなる原状回復を志向するかが定まらない。返還債権者の状態回復だけでなく、返還債務者のそれもあり得る。545条1項本文や121条の2第1項が規定する返還債権者の原状の回復は、遡及効からは導けないのである。遡及効ではなく、取消しを認めた個別の規範(95条)がいかなる範囲でその者を保護しようとするかという点こそ問題であるとするのである。

2 契約締結時の善意、給付受領時の善意、返還不能事由発生時の善意

(1) 錯誤取消しの要件構造と契約締結時の相手方の善意

錯誤取消しと相手方の取引利益の調整を考えるにあたって、ここで一旦、錯誤取消しの相手方ではなく、第三者の保護のあり方を見る。Aが所有する甲土地をAがBに売却し、BがこれをCに転売した後に、Aが錯誤に気づき意思表示を取り消した場合、取消しの遡及効によりBは初めから無権利者であったことになる。Cは無権利者と売買したことになり、Cは甲土地の所有権を取得できないのが原則とされる。しかし、CがBと契約を締結した時点では実際にはBに所有権があり、善意のCはそれを信頼した。そこで、95条4項は、善意・無過失の第三者に対して、錯誤による取消しを対抗できないとする。意思表示に瑕疵があり、取消しには遡及効があるとはいえ、取消権者が完全な形で保護されるとは限らない。

それでは、第三者(C)ではなく、錯誤取消しの相手方(B)の保護を、取消権者(A)よりも優先する余地はあるのか。そもそも、我が国の錯誤法は、少なくとも条文上は表意者側の事情のみに着目して取消権を付与しており、相手方の事情を基本的に斟酌しない(95条3項各号は例外)。すなわち、95条を見る限り、1項1号の表示錯誤と1項2号の基礎事情錯誤とを問わず、取消しの要件として、表意者の錯誤についての相手方の認識や認識可能性を要求しない。

28) 学説状況の概観として、中田裕康『契約法〔新版〕』(有斐閣、2021年)224頁。

これは、心裡留保による意思表示の場合に善意の相手方が意思表示の有効性のレベルで保護されていること（民法93条1項本文）、第三者による詐欺の場合にも取消しの相手方の悪意または有過失が取消しの要件とされていること（民法96条2項）と対照的である。

もっとも、以上の錯誤法の理解は表面的なものにとどまる。債権法改正前の動機の錯誤をめぐる議論²⁹⁾を参照すれば、錯誤一元説に立ち、錯誤無効の要件として表意者の錯誤（≠動機）についての相手方の認識や認識可能性を要求する見解は、錯誤無効を認めるか否かの段階で相手方の信頼の要保護性の欠如を正面から取り上げる。それゆえ、この立場からは、錯誤取消しが認められた場合に別途、相手方保護のために錯誤者の損害賠償責任を取り上げる余地はほとんど存しないともいわれる³⁰⁾。これに対し、改正前から支配的見解と目された錯誤二元説、かつ動機の表示によって法律行為（または意思表示）の内容になったことを求める見解からは、基礎事情錯誤による取消しが認められることと相手方の信頼の要保護性はどういう関係にあるのか。この点に関し小林一俊は、法律行為の内容となった事項に表意者の錯誤がある場合には、相手方にも錯誤があると理解したうえで、「錯誤により損失を蒙る当事者を表示に拘束することは信義則に反し、したがって該錯誤により利益を博する当事者の表示に対する信頼——実は誤信——は保護されるに値しない³¹⁾」と説く。法律行為の内容化説を前提としても、相手方に保護されるべき信頼がないことを理由に錯誤主張が正当化されている点が特筆に値する。確かに、本当は真作の絵画を贋作と勘違いして売買された事例では、買主にも錯誤があり、実は真作のそ

29) 改正前の議論展開は、中松櫻子「錯誤」星野英一編集代表『民法講座 第1巻 民法総則』（有斐閣、1984年）387頁以下、森田宏樹「民法95条（動機の錯誤を中心として）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅱ』（有斐閣、1998年）141頁以下を参照。

30) 平野裕之『コア・テキスト民法Ⅰ民法総則〔第2版〕』（新世社、2019年）152頁。中松・前掲注29）438頁も参照。

31) 小林一俊『錯誤法の研究〔増補版〕』（酒井書店、1997年）482-483頁〔初出1983年〕。同様の指摘は、同370-375頁〔初出1982年〕、402-403頁〔初出1983年〕、436-453頁〔初出1983年〕。

の絵画を（贋作を前提とした）対価の負担で取得したとの信頼は、契約の有効性レベルでの積極的な保護には値しないように思われる。この意味で、相手方には保護に値する信頼がないとする小林の指摘は正鵠を射たもののだといえる。

それでは、基礎事情錯誤による取消しが認められた場合には、もはや相手方の信頼保護は不要なのか。錯誤取消しの可否のレベルで相手方の要保護性の有無が既に斟酌されているとすれば、別途相手方の信頼を保護することに消極的な解釈を採る可能性があるだろう。事実、小林はここで、錯誤取消しの相手方に信頼利益の賠償請求権を認めていないオーストリア民法に着目していた³²⁾。本稿が問題とする価額償還の問題でも、相手方の自己の物との信頼を保護せず、対価額より高い客観的価値の償還を相手方に義務づけることに繋がりうる。

しかし、基礎事情の法律行為内容化、すなわち性質錯誤であれば当該性質の存否が契約の前提とされ、錯誤取消しが認められた場合、相手方に、仮に錯誤があったとしても³³⁾、表意者の錯誤についての認識や認識可能性までは必ずしも存しない。つまり、相手方への帰責ファクターは現れていない。小林は、表意者の動機の錯誤が相手方により惹起された場合、相手方が認識可能であった場合、相手方にも共通の錯誤があった場合を並べ、「そのいずれの場合も、相手方に保護すべき信頼は認められない³⁴⁾」と述べるが、上記3つの場合の相手方の要保護性には自ずと差がある。相手方の錯誤（共通錯誤）は、表意者の錯誤取消しを正当化しうるとしても、それを超えて、表意者（錯誤者）の損害賠償義務³⁵⁾を否定し、さらには原状回復障害のリスク配分において、相手方の信頼保護の必要性を否定するほどの意味を持たないのではないか。

錯誤者の損害賠償では、錯誤を理由に意思表示の取消しを認め、契約からの

32) 小林・前掲注31) 140-141頁〔初出1982年〕。

33) 95条2項の解釈として、基礎事情を法律行為の内容とする明示的な合意まで求めれば格別、規範的評価としてリスク負担合意があったと認めるべき状況が存すれば足りると解するならば（高秀成「主張立証構造からアプローチする基本民法判例（第15回）基礎事情錯誤と法律行為の内容化（中編／分析編①）」法セミ846号（2025年）101-102頁）、錯誤取消しが認められた場合でも必ずしも相手方に錯誤があるとはいえない可能性がある。

34) 小林・前掲注31) 372-373頁〔初出1982年〕。

解放を認めた以上、契約上の利益の回復（実現）となる履行利益賠償を認めることは背理であるとされ、信頼利益の賠償、すなわち、意思表示の有効性を信頼したことによって生じた損害（信頼損害＝消極的利益）が賠償の対象とされてきた³⁶⁾。以上によれば、契約締結時の相手方の善意（信頼）は、契約の有効性レベルでの積極的な保護の対象とはされず、損害賠償のレベルで、しかも信頼利益が保護されるにとどまっている³⁷⁾。

（2）給付受領時の相手方の善意

それでは、この結論は、売主の債務が既に履行された後に錯誤取消しがあった場合でも変わらないのか。対価の負担により自己の物になったとの買主の信頼とその要保護性は、契約締結段階を超え、履行を受けることでより一層強まるはずである。何より、121条の2第2項は、（契約締結時ではなく）給付を受けた当時の善意を要求している。この段階まで至ったならば、買主の信頼をより積極的に保護するというリスク配分もあり得よう。

しかし、このリスク配分は、法政策的にはあり得ても、民法125条の法定追認制度に表れた価値判断に反する。125条は、「追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。」とし、その1号に「全部又は一部の履行」を挙げる。

35) 我が国でも錯誤者の損害賠償責任を認める理解が多数である。立法過程も含めた議論状況については、円谷峻『新・契約の成立と責任』（成文堂、2004年）210頁以下、中谷崇「錯誤者の過失の位置づけ(2)」立命館法学396号（2021年）196頁以下が詳しい。また、外国法における錯誤者の賠償責任を概観するのは、半田吉信「錯誤立法の基礎」千葉27巻4号（2013年）69頁以下。

36) Reinhard SINGER, in: Staudingers Kommentar zum BGB., Buch 1, 2021, §122 Rn.13 ff.; Christian ARMBRÜSTER, in: Münchener Kommentar zum BGB., Band 1, 10 Aufl., 2025, §122 Rn.1, 17. これに対し、我が国で、信頼利益に限らず416条に定める範囲で損害賠償責任を肯定するのは、石田穰『民法総則』（信山社、2014年）675頁。

37) 意思表示の有効性に対する相手方の信頼は、絶対に保護されるのではなく、あくまで二次的保護として損害賠償という形で相対的にのみ保護されることを指摘するのは、Reinhard BORK, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Gesetzbuchs, 4 Aufl., 2016, Rn.932。

つまり、取消権者が追認をすることができる時以後に履行をした場合には、取消権が消滅する。確かに、同条の制度趣旨は取消権者の矛盾挙動や相手方の信頼保護にあるから、1号は、履行までされれば相手方の信頼をより保護すべきことを示唆していることは間違いない。しかし、法定追認では、上述のとおり、「追認することができる時以後に」履行されたことが要件となるところ、「追認」は、「取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない」（民法124条1項）。「取消しの原因となっていた状況が消滅」したことが要件となるため、125条で議論される取消権の認識の要否についての見解如何を問わず、錯誤取消しの場合には、錯誤に気づいた後に履行をしたことが同条1号による法定追認の要件となる³⁸⁾。要論すれば、125条1号は次の価値判断を示している。履行がなされることで相手方にはより強い信頼が生まれる（だからこそ1号は「履行」に着目する）。しかし、当該履行が錯誤に気づく前にされた場合には、相手方の信頼よりも給付者（錯誤者）の取消権を優先する。錯誤に気づく前の売主が目的物を買主に引き渡し、錯誤に善意の買主が受領によって自己の物になったと信頼しても、この信頼は取消権の消滅という形では保護されていない。給付を受領したことで強まった相手方の信頼に対する保護は、契約締結によるそれと同様、錯誤者の信頼利益賠償による保護にとどまっている。

125条のこの価値判断も、その列举事由に着目すると合理的といえる。各号列举事由は、民法548条と異なり、原物返還が不能となる事由に限られない。たとえば売買目的物の引渡義務の「履行」があり、買主に一定の信頼が生じたとしても、その物が買主の許になお現存し、履行時の形で返還できる場合も多い。この場合にまで買主の信頼を積極的に保護し、その反面として売主の取消権を否定することは、妥当とはいえないからである。

38) 拙稿「法定追認と取消権の認識——各種の矛盾挙動禁止原則適用場面との比較を通じて」日本法学88巻1号（2022年）27頁。

（3）給付の返還不能とその時点での相手方の善意

もっとも、法定追認の不成立は、取消しによる原状回復での一定のリスク配分を決定づけるものではない。125条は、契約を解消する権利が消滅する場合を規律する点で民法548条と共通するものの、前述のとおり、各号列举事由は基本的に返還不能事由ではない。原物返還が不能となる事由が発生した場合に着目した規律ではないがゆえに、同条を、返還不能リスクの配分を完結的に規律する規定と見ることはできない。原物返還不能が生じた局面での両者の利益調整のあり方までも同条によって規定されるわけではないということである。

それでは、買主が受領時の状態で返還できない場合や無形給付のように給付の性質上もとから返還できない場合にも、善意の給付受領者の保護は、(1)(2)と同様に、信頼利益賠償にとどまるのか。この点で121条の2第2項は、給付により相手方が有する自己の物との信頼が強まり、かつ、受領した給付をそのままの形で返還できない場合に、それ以前の段階までのリスク配分を変更し、相手方の取引利益の保持を認めるものといえる。このリスク配分の変更は、次のように正当化できないか。

対価額の償還とし、取引利益の保持を認めることは、取消しの意味をほとんど失わせるに等しい。実質的には、返還不能に着目して取消権を制限する規範を創出することに他ならない。解除の場合にはこのような規範として548条がある。同条は、売買を例にすると、目的物引渡し後の滅失等の場合における解除権の消長を問題とするため、買主の契約不適合解除をその典型的適用場面とする。相手方である売主に解除原因があるにもかかわらず、買主の許での滅失等を理由に解除権が消滅して良い要件が法定されている。これに対し、取消しの場合には、たとえば買主が取消権を有する場合の中にも、売主詐欺事例のように取消しの相手方が取消原因を作出したケースもあれば、買主の表示錯誤や理由錯誤の事例のように取消権者側に取消原因が存するケースもある。前者ではたとえ買主の許で滅失しようとも、給付を押しつけられたと評価し、返還不能リスクを売主負担とする余地がある。これ対して後者では、買主が価額償還義務を負い、その内容（範囲）が問われる³⁹⁾。要するに、取消しの場合には、

債務不履行解除の場合と比べ、その背景が様々である。548条のような単純な規律は、無効・取消しの場合に採用できない。そこで、取消しの場合には548条に相当する規律を設けず、価額償還義務の有無（返還不能リスクの負担者の決定）と内容（返還債務者が返還不能リスクを負担する場合のその負担範囲）という2段階の解釈に委ねるのも1つの選択肢である。こうした理解によれば、民法（95条・125条）が取消しを認めながら、対価額の償還とすることで取消しが実質的に制限される場合があったとしても、それは矛盾ではない。

翻って、買主が負う価額償還義務は、同人の故意や過失に依拠しない。売主の錯誤取消し事例で、原物を返還できない買主は、売主の錯誤に善意であっても価額償還義務を負う。本稿冒頭でも述べたように、売主の錯誤取消しにとどまっている限り、その物は買主にとって「望まれた物」であり、買主はそれを費消や譲渡、加工・改造することで返還不能にし、あるいは少なくとも買主の支配領域内で返還不能にしたからである。給付受領者の過失に依拠しないのは、善意の給付受領者は受領物を自己の物として扱い、そう扱うことが許される状況にあるため、他人の物を前提とした注意義務を観念できず、過失が基準として機能しないからである⁴⁰⁾。そこで、故意・過失に依拠せず、契約締結時の財産上の決定や給付受領者の支配領域下で生じたリスクであること等に依拠して、当該滅失等を買主の負担とし、価額償還義務を導いている。ただ、財産上の決定論からはもちろんのこと、支配領域説からも、買主がその物を自己の支配下に受け入れたのは対価負担と引換えに自己の物になったと信じたからであることが看過されてはならない。こうして、買主無責の滅失等を買主に帰責する原理が、買主の対価負担と不可分に結びつく以上、少なくともこうした原理に依拠して買主の価額償還を導いた際には、対価額こそが買主の負担における犠牲の限度でなくてはならない。そして、この理は、売主に錯誤があり、対価合意にも瑕疵がある場合であっても影響を受けないはずである。要するに、錯誤取消しの相手方の価額償還が対価額にとどまることで差額の取引利益を相手

39) 以上の返還不能リスクの配分については、拙稿・前掲注2) および本稿のIV 2を参照。

40) 藤原・前掲注10) 139頁も参照。

方が保持することが認められるのは、その限度でしか、そもそも価額償還を義務づけることができない場面であることに求められる⁴¹⁾。

IV おわりに

1 本稿の結論

本稿冒頭に挙げた事例（売主の錯誤取消し＋客観的価値＞対価額）では、善意の買主は、対価額を基礎とした価額の償還義務を負う⁴²⁾。これは、対価合意にも瑕疵がある場合であっても変わらない。意思表示に瑕疵があり、その取消しにより遡及的無効になるとはいえ、既に給付がされ、給付の性質ないし給付後の給付受領者無責の事由により返還できない場合に、客観的価値での取引を錯誤取消しの相手方に強いることは不当である。錯誤による取消権の付与は、意思表示時点での瑕疵を問題にして契約の覆滅を許容するに過ぎず、その後に生じた様々な事情を捨象して取消権者を保護することまで目的としていないと考えるからである。錯誤取消しは「切れ味の悪い刀」になることもある⁴³⁾。

なお、買主が有する〈対価の負担と引換えに自己の物になったとの信頼〉は、契約締結によって生じ、給付を受領することで強まるものの、給付が返還不能にならない限り、保護されない。その意味で、121条の2第2項や対価額説の根拠として、上記信頼のみを挙げることは適切でない。その根拠は、直接的には客観的価値による取引を強制することの防止、私的自治の消極的保障にある。ただ、客観的価値による取引の強制が許される場合もあるところ、本稿が扱う場面でこれが許されるべきでないのは、錯誤取消しの要件として表意者の錯誤

41) したがって、契約内容に適合しない給付がされた場合に対価額を基礎にこれを考慮するといっても、減額の方にのみ考慮することになる。

42) 残る問題として、買主の返還不能が転売による場合に、買主が自身の購入価額（本稿でいう対価額）以上の価額で転売していたときも、善意の買主は対価額償還にとどまってよいかという論点がある。

43) 給付者の錯誤が相手方の情報提供義務違反などにより惹起されたことを主張立証して初めて、対価額と客観的価値との差額リスクを相手方に転嫁できるとするのが妥当である。

についての相手方の認識や認識可能性が要求されず、相手方が有する対価の負担と引換えに自己の物になったとの信頼がなお保護を必要とするからである。取消しの要件論レベルでは配慮されない相手方の主観的態様を、効果論レベルで保護することになる⁴⁴⁾。

2 買主錯誤事例と詐欺事例について

ただし、本稿は、取消しの場合一般の対価額償還を説くものではない。

給付受領者（買主や注文者）の錯誤取消しの場合にはどうか。別稿で論じたように⁴⁵⁾、給付受領者の性質錯誤による取消しが認められる場合には、当該給付は契約不適合給付となるはずであり、この場合の給付受領者は、契約不適合解除によってリスク転嫁できるのと同様に、錯誤取消しによっても給付者へのリスク転嫁が認められてよい。したがって、価額償還の問題とならない。他方で、給付受領者の錯誤が表示の錯誤や理由の錯誤の場合には、望まないものを押しつけられたとは評価できない。錯誤取消しが認められても、既に受けた給付をそのままの形で返還できないときには、返還に代わる価額償還義務を負う。争点は、【客観的価値<対価額】のケースにおける価額償還の内容となるだろう。そもそも、有形給付でその物に代替性がある場合には、客観的価値の償還でも、給付者は代替物を調達し、給付者の原状回復が果たされる。これに対し、代替性がない給付であった場合や無形給付の場合には、客観的価値が償還されても給付者の原状は回復されない。対価額は給付者にとっての給付の価値を示すという視点（Ⅱ 1 参照）からすれば、このケースでもなお対価額償還を支持することに繋がるだろう。確かに、95 条 2 項の解釈として法律行為の内容化を要すると解するならば、給付受領者（買主や注文者）の理由の錯誤による取

44) なお、無形給付の場合にも対価額説を貫けば、錯誤者が錯誤に気づく前に既に給付済みの場合には、事実上、取消権が制限される。対価額償還で足りると解することは、（「履行」があってもそれが錯誤に気づく前にされたものであれば取消権者の保護を優先する）125 条 1 号の価値判断と抵触する。しかし、客観的価値による取引の強制を防止する観点からは、この抵触はやむを得ないのではないかと考える。

45) 拙稿・前掲注 2)。

消しが認められる場合は、当該基礎事情が契約の前提とされており、相手方である給付者にも錯誤が存在し得る。しかし、その錯誤は、給付者が自身の給付の価値を判断するうえで重要な性質等に関するものではない。給付者にとっての給付の価値決定を尊重して、この場合にも対価額償還を課する解釈も一概には否定されないだろう。

詐欺事例はどうか。給付受領者（買主や注文者）の詐欺を理由とする給付者（売主や請負人）の取消しの場合、対価額は給付者にとっての物の価値を表していない。また、対価額の負担でもって受領物が自己の物となったとの給付受領者の信頼は保護に値しない。それ故、返還不能リスクを給付受領者が負担すべきはもちろん、価額償還の内容も（より高い）客観的価値の償還とすべきである。これに対し、給付者の詐欺を理由とする給付受領者の取消しの場合、場合分けを要する⁴⁶⁾。売主の詐欺がなかったならば買主は同種の契約を締結しなかった場合には、善意の買主は、「望まないもの」を「押しつけられた」と評価できるため、現存利益返還で足りると考える。買主が価額償還義務を負うるのは、詐欺に気づいて以降に目的物を費消するなどの履行認容事情があった場合であろう。この場合の価額償還では対価額償還が支持される余地がある（もっとも売主は別途損害賠償義務を負う）。これに対し、売主の詐欺がなければ当該約定対価では購入しなかったものの、時価相当額であれば購入したであろう場合には、買主が返還不能リスクを負い、価額償還義務を負う。ただ、ここでは、売主の詐欺によって時価より高額になってしまった対価額ではなく、より低い客観的価値の償還とすべきである。詐欺をした売主の、給付の価値に対する評価は、保護されない。

※本研究は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団の助成を受けた研究成果の一部である。

46) この点の詳細は、拙稿・前掲注2)。